

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市の推進体制の整備等

（1）本市における庁内推進体制について

本市では中心市街地活性化に関して、平成 22 年 3 月までは、商工課と都市計画課まちづくり推進室の職員が、中心市街地活性化対策室を兼務により担当していた。

平成 22 年 4 月に組織改編を行い、商工課は商工振興課に名称を変更し、都市計画課内には、新たに岩国駅周辺整備室が設置され同室職員が兼務職員となった。

平成 23 年 4 月には、都市計画課内の岩国駅周辺整備室は、新設された拠点整備推進課内に組織改編され岩国駅周辺整備班となり、中心市街地活性化に関しては、現体制の商工振興課と拠点整備推進課が担当することになった。

平成 24 年 4 月からは兼務職員だけで構成されてきた中心市街地活性化対策室に専従職員を 1 名配置し、平成 26 年 7 月 1 日には更に専従職員を 1 名増員しました。

平成 29 年 4 月には、組織改編を行い、都市建設部内に中心市街地整備課を新設し中心市街地活性化に関する業務を集約している。

（現行）

中心市街地整備課	課長	1 人
	活性化推進班	2 人
	整備班	5 人

（2）岩国市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

岩国市議会における中心市街地活性化に関しての主な質疑について、以下のとおり、答弁した。

年 月	審議の要旨
平成 22 年 3 月 定例会	（質問要旨） 中心市街地活性化基本計画の策定状況について （市長答弁要旨） 本年 2 月末には、内閣府と改めて認定申請のための事前協議を行いました。幾つかの指摘を受けている現状であり、今後も基本計画案の修正に向けた事前協議を続けてまいります。 可能な限り早い時期に中心市街地活性化基本計画を完成させ公表していきたいと考えております。

年 月	審議の要旨
平成 22 年 9 月 定例会	(質問要旨) 基本計画案の修正に向けた国との事前協議後の進捗状況について (市長答弁要旨) 活性化へつながる事業を具体的に計画に登載できるよう、事業主体等との連携を図りながら、基本計画を見直すこととし、協議会やワーキンググループ会議において、国との事前協議の結果を踏まえ検討を行っています。 可能ならば、来年には中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受け、各種事業を推進してまいりたいと考えております。
平成 22 年 12 月 定例会	(質問要旨) 核となる中心市街地への予算配分について、どのような事業配分を予定されているのか。 (副市長答弁要旨) 岩国駅のターミナル機能の強化を軸として、商業活性化のための環境整備を図り、山口県東部の中核都市として魅力ある商業・業務地の形成を図ることとし、中心市街地の安全性と快適性を高めるため、駐車場や駐輪場の再編・整備を行うとともに、歩行者の回遊性を高めるための良質な歩行空間の確保を図り、人に優しく障害のない市街地整備に努めることとしております。 今後、まちづくり実施計画が決定され、予算編成作業を経て固まりますが、できるだけ整備方針に沿った事業を実施していきたいと考えております。
平成 23 年 6 月 定例会	(質問要旨) 都市交通戦略の主な施策の中に、J R の岩国―広島間が 45 分から 30 分台へという時間短縮が目標とされており、今後の民間空港の利便性を考慮しても、J R が便利になることは望ましいことですが、ストロー効果についての危惧はどう解消していくつもりか。 (拠点整備担当部長答弁要旨) 地域を発展させるか衰退させるかは、結局その地域の魅力、吸引力によるところが大きいと考えられ、交通施策とあわせて本市自身の魅力向上策も実施していくことが不可欠だと思っている。今後、魅力向上策として何ができるかを含め、総合的に検討していきたいと考えております。

年 月	審議の要旨
平成 25 年 6 月 定例会	(質問要旨) 岩国駅前活性化に取り組む上で、その前提となる実態調査をどのように行い、今後どのように事業の推進に生かす予定であるか。 (市長答弁要旨) 岩国駅周辺の実態調査につきましては、毎年 6 月と 12 月に行う商店街現況調査により、商店街における空き店舗の状況等の実態を調査していますが、本年度は、これに加えて岩国駅周辺地区活性化に向けた関係者意向調査等業務を行います。 調査後の取り組みとしましては、今後の商店街や岩国駅周辺の活性化に向けた方向性や取り組み、事業等について検討する勉強会を、岩国駅を活性化する会を中心に実施する予定です。 検討した内容については、商店街の活動計画として取りまとめ、本市において検討している中心市街地活性化に向けた取り組みへの提案事項として市に対して提言していただき、必要に応じてこれからのまちづくりに組み込んでいきたいと考えております。
平成 25 年 12 月 定例会	(質問要旨) 中心市街地の活性化基本計画の内容と認定について (産業振興部長答弁) 直近の状況ですが、昨年から 6 回にわたり内閣官房に赴き協議を重ね、内閣官房からは策定の方向性について一定の評価をいただいております。現在、中身について鋭意検討しておりますけれども、依然として解決すべき課題がございますが、今後も、商店街関係者や地元の方々と連携を図りながら、中心市街地活性化協議会での協議を通じまして、認定に向けて全力で取り組んでまいります。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会

「中心市街地活性化協議会」は、商業関係者、企業関係者、交通事業者、地域住民及び岩国市を構成員とし、平成 19 年 8 月 7 日に立ち上げた。

事務局は、発足当初から岩国商工会議所が担当している。また、平成 24 年度より、おおむね月 1 回の頻度で商工会議所と岩国市の担当者レベルでの事務局会議を開催している。

なお、平成 23 年 3 月 30 日に設置した、タウンマネジメント会議については、現在休止している。

名称：岩国市中心市街地活性化協議会

設立：平成 19 年 8 月 7 日

目的：協議会規約第 3 条に規定

基本計画に関する協議

認定基本計画及び認定基本計画の実施に必要な事項の協議等

その他中心市街地の活性化の総合的・一体的推進に必要な事項の協議

会 長：岩国商工会議所 会頭

副会長：岩国商工会議所：小売商業部会長

株式会社街づくり岩国：代表取締役

<構成>

所 属 団 体	役 職	法第 15 条
岩国商工会議所	会頭	第 1 項関係
〃	副会頭	〃
〃	専務理事	〃
〃	小売商業部会長	〃
〃	参与	〃
(株)街づくり岩国	代表取締役	〃
〃	顧問兼事業統括アドバイザー	〃
〃	取締役	〃
〃	取締役(事業統括マネージャー)	〃
〃	取締役	〃
岩国市 産業振興部	部長	第 4 項関係
〃 拠点整備担当	部長	〃
〃 中心市街地整備課	課長	〃
〃 商工振興課	課長	〃

所 属 団 体	役 職	法第 15 条
岩国駅前を活性化する会	会長	第 4 項関係
岩国駅前本通商店街振興組合	理事長	〃
岩国市中通商店街振興組合	専務理事	〃
中央通りを活性化する会	会長	〃
人絹町商工連盟	会長	〃
いわくにバス(株)	代表取締役	〃
運輸関係事業者（商工会議所港湾運輸部会）	担当副会頭	〃
金融機関（商工会議所金融部会）	部会長	〃
岩国商工会議所青年部	会長	〃
麻里布地区自治会連合会	会長	第 8 項関係
東地区自治会連合会	会長	〃
岩国市連合婦人会	会長	〃
岩国駅前南地区市街地再開発準備組合	理事長	〃
(株)いきいき東	代表取締役	〃
(株)フジ フジグラン岩国	店長	〃
医療法人新生会（社会福祉法人錦福祉会）	本部長	〃
(株)西京銀行岩国支店	支店長	〃
中国経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長	オブザーバー
（独）中小企業基盤整備機構中国支部経営支援部	部長	〃
山口県商工労働部商政課	課長	〃
〃 土木建築部都市計画課	課長	〃
岩国警察署	署長	〃
J R 西日本岩国駅	駅長	〃
建築研究所	代表	〃
建築事務所	代表	〃
岩国商工会議所	中小企業相談所長	事務局

＊平成 29 年度現在の構成員

岩国市中心市街地活性化協議会 規約

（協議会の設置）

第 1 条 岩国商工会議所及び株式会社街づくり岩国は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、岩国市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

(1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）

(2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会は、山口県岩国市今津町1丁目18番1号に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 岩国商工会議所

(2) 株式会社街づくり岩国

(3) 岩国市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって組織する。

(役員)

第7条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員)

第8条 委員は、第5条各号に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席と見なすことができる。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、出席委員又は出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第13条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキンググループの設置)

第14条 協議会の活動について必要な協議又は調整を行うため、構成員に属する実務者等で構成するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャーの設置)

第15条 協議会は、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、岩国商工会議所に事務局を置く。

(経費の負担)

第17条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第18条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(会計年度)

第19条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、岩国商工会議所がこれを決算する。

(規約の改正)

第21条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

(補則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 8 月 7 日から施行する。

<開催状況>

回	開催年月日	会議内容
1	平成 19 年 8 月 7 日	設立総会
2	平成 19 年 9 月 25 日	市長懇談会
3	平成 20 年 10 月 6 日	市長への意見書協議
4	平成 20 年 10 月 8 日	市長へ意見書提出
5	平成 20 年 10 月 17 日	市長への意見書公開（セミナー）
6	平成 20 年 12 月 10 日	市の基本計画素案協議
7	平成 20 年 12 月 26 日	中心市街地活性化本部協議報告
8	平成 21 年 3 月 10 日	協議会活動報告、平成 21 年度の活動方針
9	平成 21 年 5 月 12 日	活動報告、総合庁舎跡地事業可能性調査結果報告
10	平成 21 年 10 月 13 日	市長への 2 次意見書協議
11	平成 21 年 10 月 13 日	市長へ 2 次意見書提出
12	平成 22 年 5 月 18 日	基本計画への取り組み、事業計画並びに収支予算について
13	平成 22 年 12 月 10 日	総合庁舎跡地整備について意見集約
14	平成 22 年 12 月 17 日	市長へ 3 次意見書提出
15	平成 23 年 1 月 18 日	岩国市総合庁舎跡地活用事業について
16	平成 23 年 7 月 6 日	認定スケジュール、個別事業の進捗状況
17	平成 25 年 7 月 24 日	基本計画の進捗状況、個別事業の進捗状況
18	平成 26 年 8 月 7 日	経過報告、基本計画（案）の説明
19	平成 26 年 8 月 22 日	基本計画（案）の承認、意見書の取りまとめ
20	平成 26 年 9 月 1 日	市長へ 4 次意見書提出
21	平成 26 年 11 月 10 日	基本計画の認定、今後の協議会の取り組み
22	平成 27 年 3 月 24 日	役員の選任、タウンマネージャーの設置、平成 27 年度中心市街地活性化事業について
23	平成 27 年 11 月 4 日	中心市街地拠点施設整備の実現化に向けて 岩国駅周辺施設整備専門部会の設置
24	平成 28 年 6 月 30 日	平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業について、岩国駅周辺におけるグランドデザインの提案
25	平成 29 年 2 月 7 日	基本計画変更（案）承認
26	平成 30 年 2 月 7 日	基本計画変更（案）承認

名称：中心市街地活性化協議会ワーキンググループ

設置：平成 19 年 8 月 7 日

目的：活性化協議会の作業部会として設置

リーダー：岩国商工会議所：参与

<構成>

構成員所属	備 考（肩書）
岩国商工会議所	会頭
〃	副会頭
〃	専務理事
〃	参与
〃	小売商業部会長
(株)街づくり岩国	代表取締役
〃	顧問兼事業総括アドバイザー
岩国市 中心市街地整備課	課長
〃 商工振興課	課長
岩国駅前を活性化する会	会長
岩国市本通商店街振興組合	専務理事
岩国市中通商店街振興組合	理事長
中央通りを活性化する会	会長
人絹町商工連盟	会長
麻里布地区連合自治会	会長
東地区自治会連合会	会長
岩国駅前南地区市街地再開発準備組合	理事長
(株)いきいき東	取締役
(株)フジ フジグラン岩国	店長
岩国商工会議所	中小企業相談所長

*平成 29 年度現在の構成員

<開催状況>

回	開催年月日	会議内容
1	平成 19 年 9 月 11 日	協議会運営の協議、市長懇談会の説明
2	平成 19 年 9 月 19 日	旧基本計画の見直し、市長懇談会の協議
3	平成 19 年 9 月 28 日	事業内容の検討、グループ意見：計画素案提示、市長懇談会の報告
4	平成 19 年 10 月 22 日	基本計画素案、協議会での取り組み
5	平成 19 年 11 月 5 日	先進都市の紹介、活性化の目標の協議
6	平成 19 年 11 月 27 日	J R 関連事業の協議、基本計画素案の検討
7	平成 19 年 12 月 18 日	J R 広島支社訪問の報告、事業構想の協議

回	開催年月日	会議内容
8	平成20年 1月16日	事業構想の協議、運営検討会議の報告
9	平成20年 2月13日	事業構想の協議、協議会運営方法の再協議
10	平成20年 3月 4日	新市長との協議の報告、アドバイザー選任
11	平成20年 3月14日	まちづくり勉強会
12	平成20年 4月28日	今後のスケジュール協議、中心市街地整備方針の協議
13	平成20年 5月13日	拠点施設の方向性協議、総合庁舎跡地活用の協議
14	平成20年 5月27日	基本計画策定の協議、重点施策の協議
15	平成20年 6月10日	基本計画素案の協議、拠点施設の検討
16	平成20年 6月24日	市長との懇談内容の報告、拠点施設の課題検討
17	平成20年 7月 8日	拠点整備計画の協議、有識者協議の検討
18	平成20年 7月22日	有識者講話、拠点整備案の検討
19	平成20年 8月12日	準工業地域規制の説明、拠点整備案の検討
20	平成20年 8月26日	拠点整備計画の取りまとめ、専門部会開催の検討
21	平成20年 9月16日	協議会開催の検討、拠点整備計画の取りまとめ、活性化セミナー開催の検討
22	平成20年 9月26日	市長への意見書の取りまとめ、活性化セミナーの実施について
—	平成20年10月 8日	市長へ意見書提出
—	平成20年10月17日	市長への意見書公開（セミナー）
23	平成20年11月25日	拠点整備の協議
24	平成20年12月16日	基本計画素案の検討、商業活性化事業の検討
—	平成20年12月26日	関係機関との協議結果の報告、素案内容の再検討
25	平成21年 1月13日	基本計画素案の検討、戦略補助金の活用
26	平成21年 1月23日	基本計画素案の検討、戦略補助金の活用
27	平成21年 2月 3日	基本計画素案の検討、戦略補助金の活用
28	平成21年 2月17日	基本計画素案の検討
29	平成21年 5月20日	岩国市ワーキングと意見交換
30	平成21年 7月30日	南地区・東地区の活動報告
31	平成21年 9月24日	南地区・東地区の活動報告、計画作成作業状況報告
32	平成21年10月 5日	2次意見書の協議
33	平成21年10月13日	2次意見書の審議
—	平成21年10月13日	市長へ2次意見書の提出
34	平成22年 2月16日	基本計画素案の検討
35	平成22年 3月 3日	基本計画について内閣府との協議結果報告
36	平成22年 7月16日	基本計画策定に係るタイムスケジュール
37	平成22年11月16日	総合庁舎跡地アイデア募集結果

回	開催年月日	会議内容
38	平成22年12月3日	基本計画策定に係る協議、南地区・東地区の活動報告
—	平成22年12月17日	市長へ3次意見書の提出
39	平成23年1月18日	総合庁舎跡地活用事業の今後の日程説明
40	平成23年6月1日	タウンマネジメント会議の報告
41	平成23年11月7日	タウンマネジメント会議の報告、基本計画区域の設定について
42	平成24年2月1日	基本計画の協議、事業概要の調査依頼について
43	平成24年3月23日	基本計画認定スケジュール、基本計画掲載事業検討
44	平成24年4月16日	基本計画掲載事業検討
45	平成24年5月7日	基本計画掲載事業検討
46	平成25年1月16日	内閣官房との協議内容報告、認定に向けての課題検討
47	平成26年2月20日	中心市街地の区域の確認、基本計画概略説明、基本計画認定スケジュール
—	平成26年9月1日	市長へ4次意見書の提出
48	平成27年5月8日	平成27年度中心市街地活性化事業について
49	平成29年1月31日	基本計画変更（案）について
50	平成30年2月2日	基本計画変更（案）について

名称：タウンマネジメント会議

設置：平成23年3月30日

目的：中心市街地活性化基本計画と岩国駅整備・総合庁舎跡地活用計画・駅南・東地区における取り組みの調整、整合性を図るため、活性化協議会WGの作業部会として設置

リーダー：岩国商工会議所 副会頭

<開催状況>

回	開催年月日	会議内容
1	平成23年2月22日	会議運営の協議
2	平成23年3月30日	個別事業の進捗状況と方向性の報告、各個別事業間の連携のあり方の協議
3	平成23年5月11日	個別事業の進捗状況と方向性の報告
4	平成23年6月1日	個別事業の進捗状況と方向性の報告、基本計画作成スケジュール
5	平成23年7月14日	基本計画認定スケジュール、個別事業の情報交換
6	平成23年8月18日	基本計画認定スケジュール、個別事業の情報交換
7	平成23年9月29日	個別事業の情報交換

名称：岩国駅周辺施設整備専門部会

設置：平成 27 年 11 月 4 日

目的：中心市街地拠点施設整備の実現に向けた作業部会として設置

リーダー：商工会議所：副会頭

<構成>

構成員所属	備 考（肩書）
岩国商工会議所	副会頭
〃	専務理事
〃	参与
(株)街づくり岩国	代表取締役
岩国駅前を活性化する会	会長
岩国市	政策審議官
〃 産業振興部	部長
〃 拠点整備担当	部長
岩国駅前南地区市街地再開発準備組合	理事長
〃	副理事長
〃	専務理事
〃	理事
〃	事務局長
〃	事業協力者
〃	再開発コンサルタント
(株)いきいき東	代表取締役
〃	取締役
〃	取締役
〃	事務局
〃	(株)地域計画建築研究所 チーム長
〃	(株)地域計画建築研究所 主査
岩国商工会議所	中小企業相談所長

* 平成 29 年度現在の構成員

<開催状況>

回	開催年月日	会議内容
1	平成 27 年 12 月 18 日	今後の進め方について
2	平成 28 年 2 月 2 日	岩国駅周辺の今後の方向性、役割分担について
3	平成 28 年 2 月 25 日	役割分担について

(2)岩国市中心市街地活性化協議会の意見

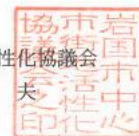
岩国市中心市街地活性化に対し、協議会より以下の意見が提出された。
事業推進に当たっては、事業の進捗状況・成果を検証し、市民に周知するとともに、新規に具現化した事業については、計画内容を見直しながら推進するとともに、民間や関係団体と連携しながら、事業を実現していくこととする。

① 第1次意見書(平成20年10月8日受理)

平成20年10月8日

岩国市長 福田 良彦 様

岩国市中心市街地活性化協議会
会長 森橋 律夫



岩国市中心市街地活性化に対する意見書

平素より、中心市街地活性化推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

岩国市の中心市街地は、これまで山口県東部における中核地域として、また広島岩国広域圏における交通拠点として、経済等の活力の集積地となり発展して参りましたが、近年は、モータリゼーションの進行に伴い郊外部への大型店舗の出店などが進み、中心市街地における都市機能の空洞化が懸念されてきております。

このような状況を鑑み、国におかれては、都市計画法と中心市街地活性化法を改正され、コンパクトな街づくりに向け政策転換が図られました。

岩国商工会議所並びに街づくり岩国では、岩国市中心市街地活性化協議会を昨年8月6日に設立し、以後、22回に亘るワーキンググループ会議や専門部会、協議会での協議検討を重ね、中心市街地活性化基本計画に織り込む事項について、別紙「意見書」をとりまとめました。

今後、岩国市におかれて中心市街地のあるべき方向性と将来図を示すべく、岩国市中心市街地活性化基本計画を策定されるにあたり、本意見書につき充分なるご賢察を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当協議会としまして、準工業地域において床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地を抑制することが、中心市街地の活性化に不可欠な要件であると考えており、岩国市におかれても、特別用途地区の活用等、この都市計画手続きにつき特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

〈開発コンセプト〉	
A 駅前広場整備	a 公共交通施設のための施設 アイランド・シン・アールと東横線スベース
	b 沿道商業施設のための施設 アイランド・シン・アールと東横線スベース
	c 文庫施設
	d 駐輪場施設
	e 憩いの広場
B 岩国駅舎の整備	a 橋上駅施設 アイランド・シン・アールと東横線スベース
	b バリアフリー化
	c 駅南街区再開発との連携性の確保
	C 自由通達の整備
	a 駅舎と一体化した歩行者誘導環境施設
D 東口広場整備	a 公共交通施設のための施設 アイランド・シン・アールと東横線スベース
	b 沿道商業施設のための施設 アイランド・シン・アールと東横線スベース
	c 駐輪場施設
	d 憩いの広場



総合庁舎跡地の利用目的の方針

〔位置づけ……中心商業の活性化の種地として〕

〈開発コンセプト〉

A 集客装置としての拠点整備

- a 時間消費型の施設
 - …… 商業施設(民間)
 - …… 物販系・飲食系・サービス系
- イ 文化施設(民間 or 公共)
 - …… カルチャー教室・教室・料理教室の教室
- ウ 市民サービス施設(公共)
 - …… 図書館分館・金融集金施設
 - …… 市民活動交流センター
- エ 医療関連施設(民間)
- オ 屋外多目的広場(民間 or 公共)
 - …… イベント広場(都市・近市・まつり・フリーマーケット) 賑いの広場
- カ 地域の特性を生かす施設(民間)
 - …… 白へびの分祀スペース
 - …… 日米交流センター

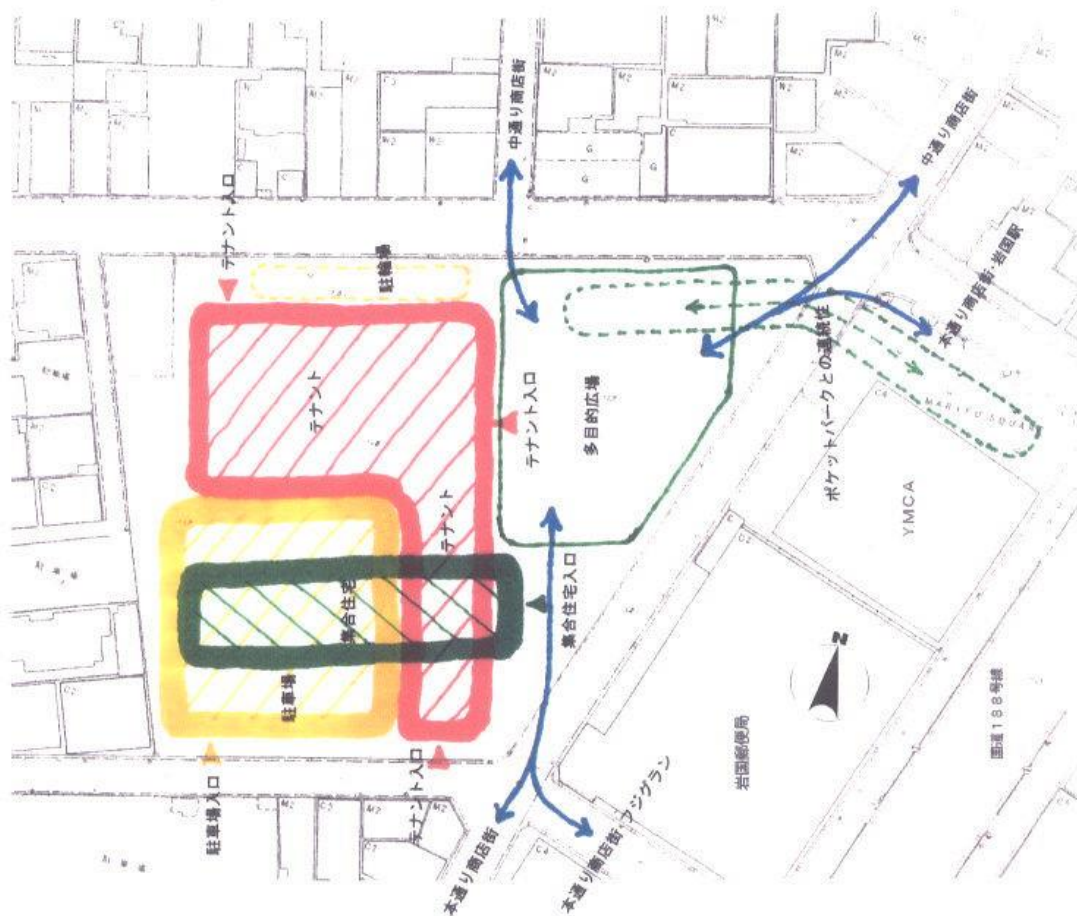
b 駐車場・駐輪施設(民間)

B 街なか定住促進のための整備

- a 集合住宅施設(民間)
- b 住宅用駐車施設(民間)

C 中心市街地の回遊性の確立

- a 本通り商店街・駅前との連携
 - YMCAのポケットパークとの連続性(一体化)
 - フジ園・郵便局からの連続性
- b 中通り商店街との連携
 - 有楽町通り・北野各市道との連続性



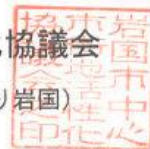
活性化協議会アドバイザー 坂井 達正

岩国市中心市街地活性化に対する意見書

平成20年10月8日

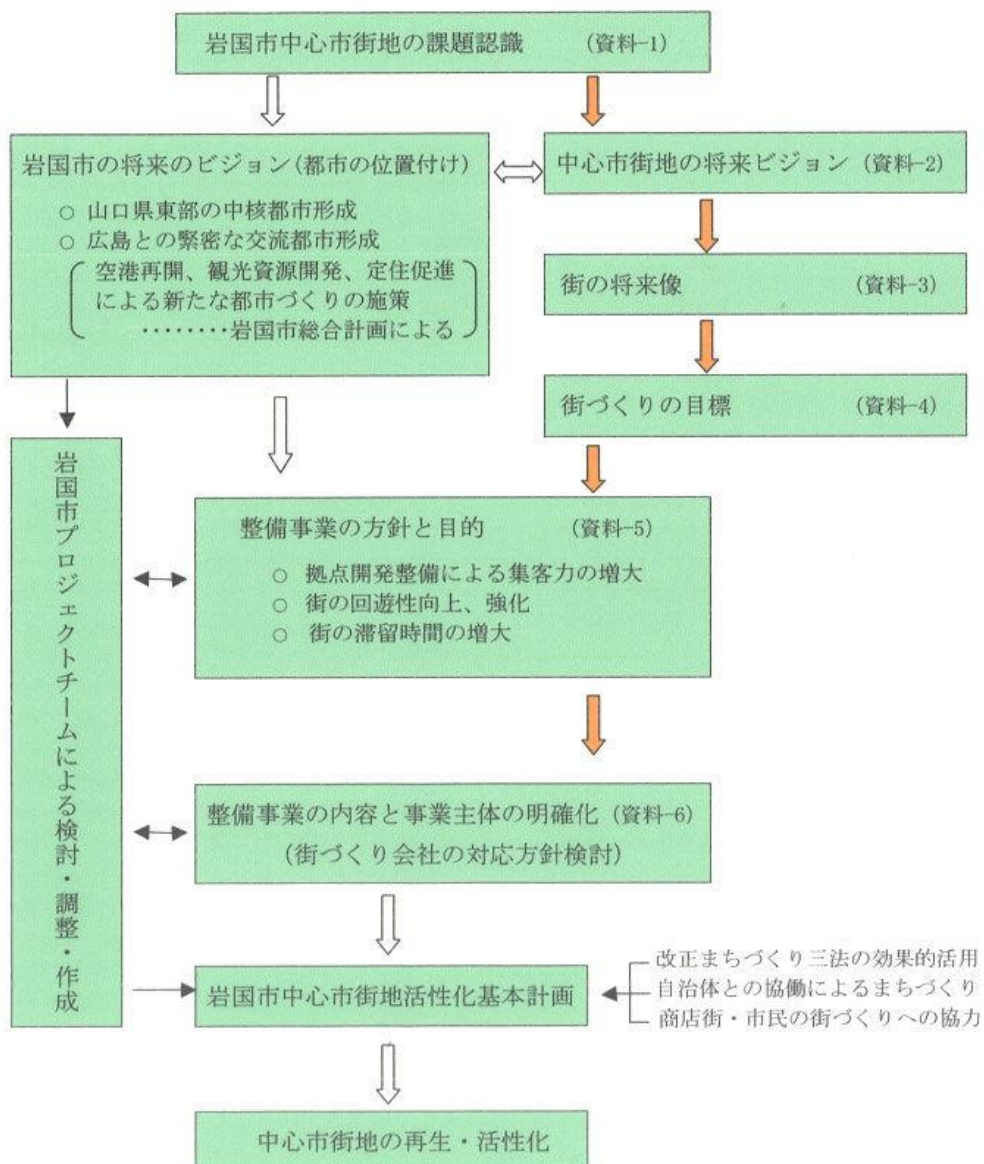
岩国市中心市街地活性化協議会

(岩国商工会議所・髙橋 街づくり岩国)



□ 岩国市中心市街地活性化の方針

〔資料-1～資料-6 についてワーキンググループにて取りまとめ〕
 ➡ がワーキンググループの検討の流れと位置関係



■ 資料－１ ■

岩国市中心市街地の課題認識

- | | | |
|--|---|--|
| モータリゼーションの発達
消費者の生活様態の変化
少子高齢社会による人口減少 | } | などにより商店街の衰退と街の空洞化への不安
(全国中小都市中心市街地と同様の社会問題) |
|--|---|--|

○都市施設、商業施設の老朽化と市民の求めるニーズに対する対応の遅れ

○都市施設、道路の高齢障害者に対するバリアフリー対策の遅れ

○街の構造、立地上の諸障害に対する対策の遅れ

長期に亘りこれらの課題解決の必要性が顕著となっているものの、改善が不十分なまま現在に至っている状況にある。

■ 資料－２ ■

中心市街地の将来ビジョン

商業・文化・行政・公共交通の中心地として都市機能の集積した街の優位性を最大限生かすと共に、錦帯橋周辺の観光地と天然記念物白へびの観覧地との連携を強く図る方策を講じ、そして日米の文化交流が活発な岩国市の将来ビジョンに相応しい中心市街地として、若者と高齢者が共生し、市民ニーズに応えられ、市外からの来街者も誘引できる賑わいのある街づくりを目指し、人に優しい暮らしやすい街に再生する。

■ 資料－３ ■

街のコンセプト

《コンパクトで歩き回って楽しく、魅力的で賑わいのある街・麻里布》

街の将来像

- にぎやかで何かある街 …………… 集客力を高め、子どもから若者とお年寄りまで全ての人が楽しく歩き回れる、魅力ある街づくり
- 高齢者、障害者などに優しい街 … バリアフリー化を進め、住みやすい街づくり
- 安全で安心な街 …………… 歩行者に優しく、犯罪のない、災害に強い街づくり

■ 資料－４ ■

街づくりの目標

《 集客と回遊の強化による賑わいの創出と快適な街なか居住の促進 》

具体的整備目標

○ 岩国市の玄関に相応しい岩国駅の整備を図る

○ J R山陽本線により分断された市街地の連結を図る。

○ 高齢者・障害者にも優しく公共交通などの結節の利便性を高める

J R岩国駅周辺整備

○ 未利用地活用及び再開発を誘発し、施設の魅力向上により集客力を高める

○ 高齢者・若者を含め、住みやすい居住空間を整備し定住促進を図る

その他の拠点整備

○ 街並み環境整備と来街者へのサービス向上により回遊性の向上を図る

○ 街の魅力向上により滞在時間の増大を図る

商業地の整備

■ 資料－５ ■

整備事業の方針と目的

中心市街地の回遊性の向上・強化の誘発事業として、５つの地区について魅力ある施設の導入による拠点整備を図り、集客力の向上に努める。

そして、それらの拠点を結ぶ街路の環境整備および街並み・施設・店舗等の魅力向上を図り、回遊を誘導する。

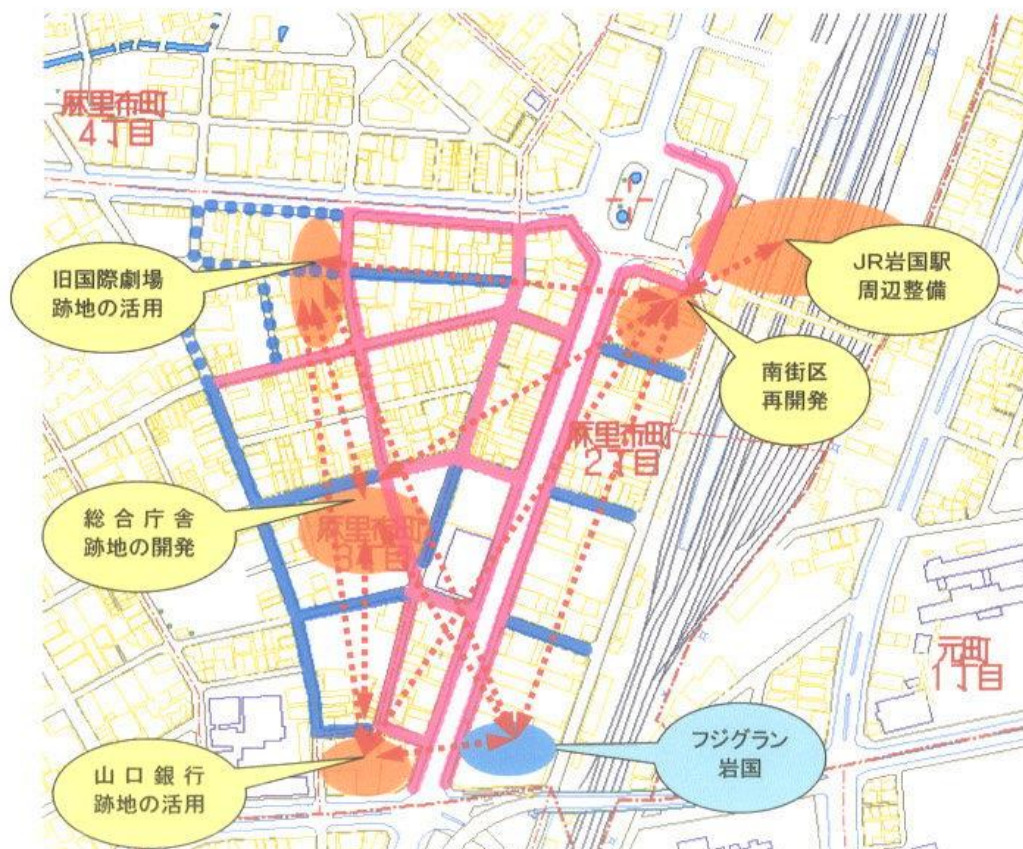
あわせて、まつり・イベント等のソフト企画運営による来街者へのサービス向上を行うことにより、来街者の滞在時間の増大を図り、街の賑わいの創出と街なか居住の促進を目指す。

〈 拠点整備 〉

1. JR岩国駅周辺整備
2. 総合庁舎跡地の開発
3. 駅南街区再開発
4. 山口銀行跡地の活用
5. 旧国際劇場跡地の活用

〈 商業地の整備 〉

1. 街路の環境整備
2. 来街者へのサービス向上のための事業
3. 街の魅力向上を図る事業



■ 資料－6 ■

整備事業の内容と事業主体の明確化

〈 拠点整備 〉

1. J R 岩国駅周辺整備……（別紙開発コンセプト参照）

- ・位置づけ…………… 交通結節点としての利便性の向上と駅前地区・東地区との融合
- ・整備目標…………… 駅前広場の整備
駅舎の整備（橋上化及びバリアフリー化）
東西自由通路の整備（歩行者専用）
東口広場の整備
※駅南街区再開発との連続性の確保
- ・事業者…………… 岩国市及び J R 西日本

2. 総合庁舎跡地の開発……（別紙開発コンセプト参照）

- ・位置づけ…………… 中心商業の活性化の種地として
- ・整備目標…………… 集客装置としての拠点整備
街なか定住促進のための整備
中心市街地の回遊性の確立のための整備
- ・事業者…………… 民間デベロッパー

3. 駅南街区再開発

- ・位置づけ…………… 岩国駅より商店街への誘引拠点として
- ・整備目標…………… 集客装置としての拠点整備
中心商店街への回遊性の誘導
- ・事業予定者…………… 土地建物所有者及び民間デベロッパー

4. 山口銀行跡地の活用

- ・位置づけ…………… 中心商店街の南玄関として
- ・整備目標…………… 集客装置としての拠点整備
中心商店街への回遊性の誘導
- ・事業予定者…………… 土地建物所有者及び民間デベロッパー

5. 旧国際劇場跡地の活用

- ・位置づけ…………… 中通り・中央通り商店街活性化の拠点として
- ・整備目標…………… 集客装置としての拠点整備
総合庁舎跡地と中通り、中央通りとの回遊性の強化
- ・事業予定者…………… 土地建物所有者及び民間デベロッパー

街路の環境整備

(事業者)

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ・事業目標……コミュニティ道路の整備 | ……市 |
| ポケットパークの創出 | ……市・民間 |
| 国道188号線の駅南街区から商店街への
交差点のスクランブル化 | ……国・市 |

- 街づくり岩国
- 県・市・街づくり岩国
- 商工会議所・活性化する会

- 市・商工会議所・活性化する会
- 国・県・市
- 市・商工会議所・活性化する会
- 活性化する会
- 民間

② 第2次意見書(平成21年10月13日受理)

平成21年10月13日

岩国市長 福田良彦様

岩国市中心市街地活性化協議会

会長 森橋 律夫



岩国市中心市街地活性化に対する二次意見書

平素より、中心市街地活性化推進にあたり、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

岩国商工会議所並びに㈱街づくり岩国では、平成19年8月に岩国市中心市街地活性化協議会を設立し、以後ワーキンググループ会議や専門部会、協議会での協議検討を重ね、中心市街地活性化基本計画に織り込む事項について、昨年10月「岩国市中心市街地活性化に対する意見書」を提出致しました。

その後、岩国市におかれましては、基本計画素案の策定がなされ、その内容説明を受け協議会では更に協議検討を重ね、「民間による拠点整備」と「商業の活性化」については事業主体の明確化と事業内容の具体化等をより推し進めることが必要であると考えました。このことによりそれぞれの事業毎に関係者による勉強会などを重ねた結果、新たな計画も含め、次の立案がされ具体化が図られました。

「民間による拠点整備」

1. 駅南地区再開発事業については岩国駅前南地区市街地再開発準備組合発起人会が組織され、今後再開発準備組合設立を目指し計画を推進する。
2. 駅東地区の活性化と民間空港への結節サービス機能整備のために、駅東地区開発計画が新に立案され、その事業主体として㈱いきいき東の設立発起人会が組織され、事業実施に向けたより具体的計画を推進する。

「商業の活性化」

1. 備街づくり岩国により中心市街地共通駐車券システム事業を実施する。
2. 岩国駅前を活性化する会と人絹町商工連盟により、駅前イベント広場の活用事業を計画推進する。
3. 岩国駅前本通商店街振興組合により、アーケード照明の省エネ化事業を推進する。

この度これらの追加事業を含め、より事業主体の明確化と事業内容の具体化を目指した二次意見書を取りまとめましたので、今後岩国市におかれましては中心市街地のあるべき方向性と将来像を示すべく岩国市中心市街地活性化基本計画を策定されるにあたり、本二次意見書につき充分なるご賢察を賜りますようお願い申し上げます。

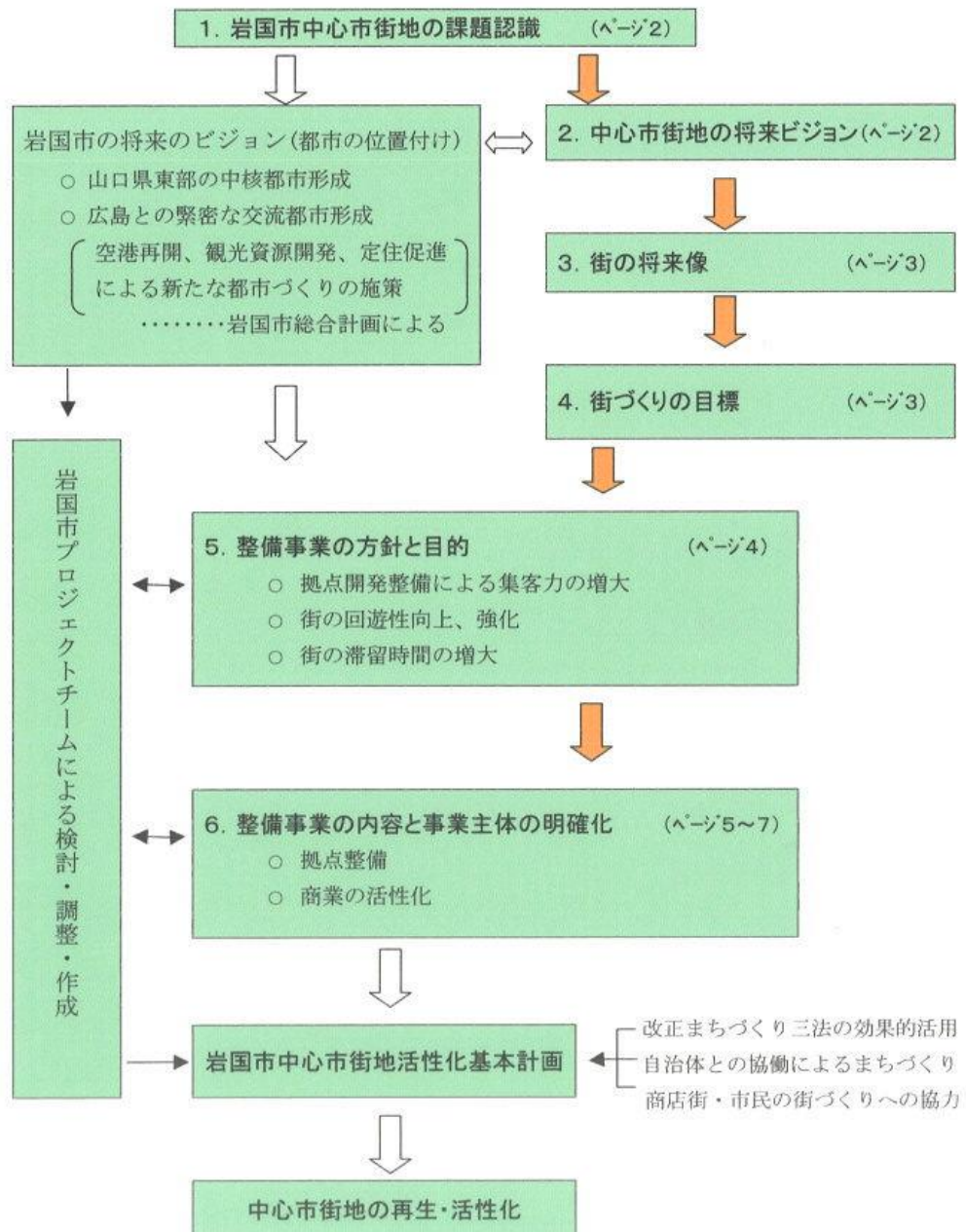
岩国市中心市街地活性化に対する二次意見書
(資料)

平成21年10月13日

岩国市中心市街地活性化協議会
(岩国商工会議所・株式会社 街づくり岩国)

□ 岩国市中心市街地活性化の方針

〔 ページ5～7についてワーキンググループにて取りまとめ
 がワーキンググループの検討の流れと位置関係 〕



1. 岩国市中心市街地の課題認識

- | | | |
|---------------|---|--|
| モータリゼーションの発達 | } | などにより商店街の衰退と街の空洞化への不安
(全国中小都市中心市街地と同様の社会問題) |
| 消費者の生活様態の変化 | | |
| 少子高齢社会による人口減少 | | |
- 都市施設、商業施設の老朽化と市民の求めるニーズに対する対応の遅れ
- 都市施設、道路の高齢障害者に対するバリアフリー対策の遅れ
- 街の構造、立地上の諸障害に対する対策の遅れ

長期に亘りこれらの課題解決の必要性が顕著となっているものの、改善が不十分なまま現在に至っている状況にある。

2. 中心市街地の将来ビジョン

商業・文化・行政・公共交通の中心地として都市機能の集積した街の優位性を最大限生かすと共に、錦帯橋周辺の観光地と天然記念物白へびの観覧地との連携を強く図る方策を講じ、そして日米の文化交流が活発な岩国市の将来ビジョンに相応しい中心市街地として、若者と高齢者が共生し、市民ニーズに応えられ、市外からの来街者も誘引できる賑わいのある街づくりを目指し、人に優しい暮らしやすい街に再生する。

3. 街の将来像

- にぎやかで何かある街 …………… 集客力を高め、子どもから若者とお年寄りまで全ての人が楽しく歩き回れる、魅力ある街づくり
- 安全で安心な街 …………… バリアフリー化を進め、高齢者・障害者などの歩行者に優しく、犯罪のない、災害に強い街づくり
- 環境に配慮したエコ街 …………… 省エネ、エコ対策を構じた街づくり

街のコンセプト

《 コンパクトで歩き回って楽しく、魅力的で賑わいのある街 》

4. 街づくりの目標

《 集客と回遊の強化による賑わいの創出と快適な街なか居住の促進 》

具体的整備目標

○ 岩国市の玄関に相応しい岩国駅及び東西駅前広場の整備を図る

○ J R山陽本線により分断された市街地の連結を図る。

○ 高齢者・障害者にも優しく公共交通などの結節の利便性を高める

JR岩国駅周辺整備

○ 未利用地活用及び再開発を誘発し、施設の魅力向上により集客力を高める

○ 高齢者・若者を含め、住みやすい居住空間を整備し定住促進を図る

その他の拠点整備

○ 街並みの環境整備を図る

○ 来街者へのサービス向上により回遊性の向上を図る

○ 街の魅力向上により滞在時間の増大を図る

○ 省エネ、エコ対策による環境整備を図る

商業の活性化

5. 整備事業の方針と目的

中心市街地の回遊性の向上・強化の誘発事業として、6つの地区について魅力ある施設の導入による拠点整備を図り、集客力の向上に努める。

そして、それらの拠点を結ぶ街路の環境整備および街並み・施設・店舗等の魅力向上を図り、回遊を誘導する。

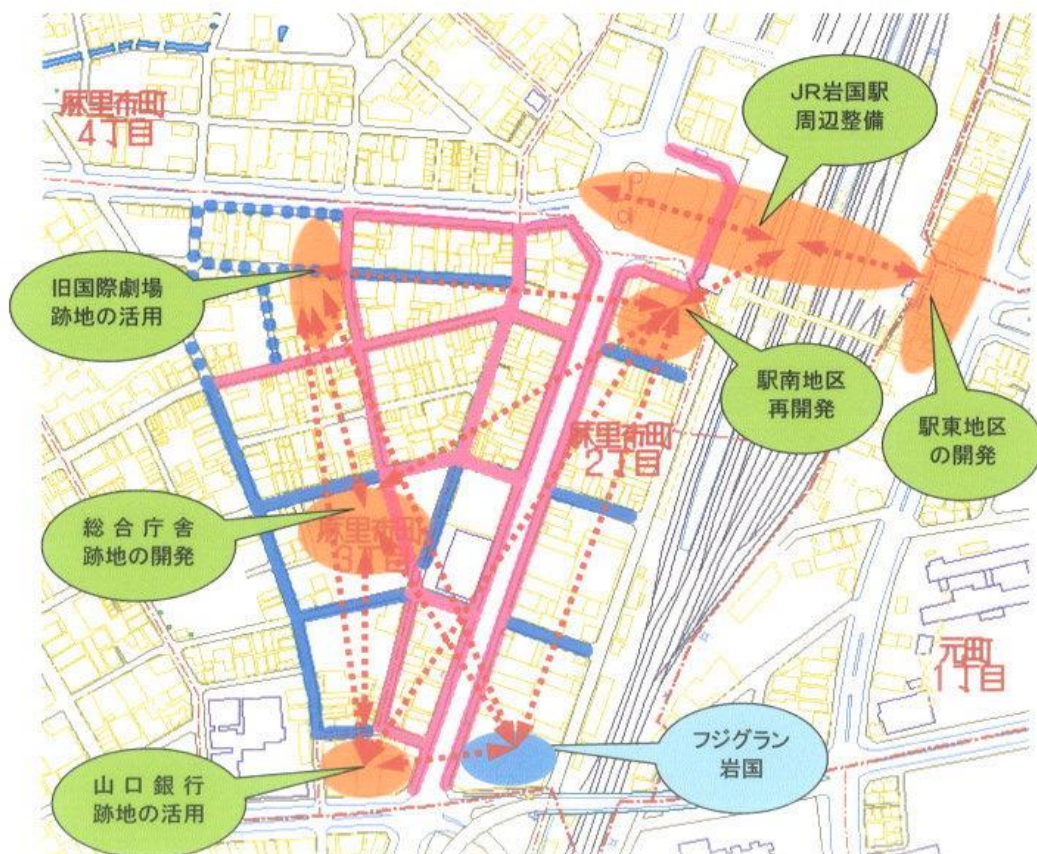
あわせて、祭り・イベント等のソフト企画運営による来街者へのサービス向上を行うことにより、来街者の滞留時間の増大を図り、街の賑わいの創出と街なか居住の促進を目指す。

〈 拠点整備 〉

1. JR岩国駅周辺整備事業
2. 総合庁舎跡地の開発事業
3. 駅南地区再開発事業
4. 駅東地区開発事業
5. 山口銀行跡地の活用事業
6. 旧国際劇場跡地の活用事業

〈 商業の活性化 〉

1. 街路の環境整備事業
2. 来街者へのサービス向上のための事業
3. 街の魅力向上を図る事業
4. 環境に配慮した省エネ、エコ対策事業



6. 整備事業の内容と事業主体の明確化

〈 拠点整備 〉

1. JR岩国駅周辺整備事業

- ・位置づけ …… 交通結節点としての利便性の向上と駅前地区・東地区との融合
- ・整備目標 …… 東西駅前広場の整備
駅舎の整備（橋上化及びバリアフリー化）
東西自由通路の整備（歩行者専用）
イベント広場の整備
※駅南地区再開発及び駅東地区開発との連続性の確保
- ・事業者 …… 岩国市及びJR西日本

2. 総合庁舎跡地の開発事業

- ・位置づけ …… 中心商業の活性化の種地として
- ・整備目標 …… 集客装置としての拠点整備（街なか図書館・集会所（会議室）・日米フードコート・白へび神社）
街なか定住促進のための整備
中心市街地の回遊性の確立のための整備
- ・事業者 …… 民間デベロッパー（岩国市による公募）

3. 駅南地区再開発事業……（別紙-1 参照）

戦略補助

- ・位置づけ …… 岩国駅より商店街への誘引拠点として
- ・整備目標 …… 集客装置としての拠点整備
中心商店街への回遊性の誘導
- ・事業者 …… 岩国駅南地区市街地再開発組合

4. 駅東地区の開発事業……（別紙-2 参照）

戦略補助

- ・位置づけ …… 岩国駅の東口玄関として
- ・整備目標 …… 駅東地区のにぎわい創出拠点整備
民間空港への結節拠点として
- ・事業者 …… まちづくり会社（株式会社いきいき東）

5. 山口銀行跡地の活用事業

- ・位置づけ …… 中心商店街の南玄関として
- ・整備目標 …… 集客装置としての拠点整備
中心商店街への回遊性の誘導
- ・事業者 …… 民間

6. 旧国際劇場跡地の活用事業

- ・位置づけ …… 中通り・中央通り商店街活性化の拠点として
- ・整備目標 …… 集客装置としての拠点整備
総合庁舎跡地と中通り、中央通りとの回遊性の強化
- ・事業者 …… 土地建物所有者及び民間デベロッパー

〈 商業の活性化 〉

1. 街路の環境整備事業

(事業者)

・事業目標

コミュニティー道路の整備	……	市
ポケットパークの創出	……	市・民間
国道188号線の駅南地区から商店街への交差点のスクランブル化	……	国・市

2. 来街者へのサービス向上のための事業

・事業目標

中心市街地共通駐車券システム	……	街づくり岩国
パーキングメーターの設置	……	県・市・街づくり岩国
駐輪場の整備	……	市
中心市街地駐車場マップの作成	……	街づくり岩国
映像装置情報システム整備	……	市・J R
集会所（会議室機能）	……	市
街なか図書館	……	市
錦帯橋への誘導（外国語標記）	……	市・交通局
民間空港への結節サービス機能整備	……	㈱いきいき東

戦略補助

3. 街の魅力向上を図る事業

・事業目標

商店街の環境整備	……	市・商工会議所・活性化する会
商店街に接する歩道利用の規制緩和	……	国・県・市
空き店舗解消対策（情報提供）	……	街づくり岩国
定期的イベントの充実	……	商工会議所・活性化する会
商店街フリーペーパーの発行	……	中通商店街振興組合
一斉清掃街なか美化活動	……	活性化する会
防犯活動（防犯カメラ・防犯パトロール）	……	活性化する会
駅前イベント広場の活用	……	会議所（活性化する会・人絹町商連）
街なかフラワーボットの設置	……	活性化する会
日米フードコート・白へび神社	……	民間
施設整備調査研究	……	岩国駅南地区市街地再開発準備組合
施設整備調査研究	……	㈱いきいき東

戦略補助

戦略補助

戦略補助

4. 環境に配慮した省エネ・エコ対策事業

・事業目標

アーケード照明の省エネ化	……	本通商店街振興組合
生ゴミリサイクル機の活用	……	活性化する会
エコイベントの実施	……	活性化する会

戦略補助

③ 第3次意見書(平成22年12月17日受理)

平成22年12月17日

岩国市長 福田良彦様

岩国市中心市街地活性化協議会

会長 森橋 律夫



総合庁舎跡地の活用に対する意見書

平素より、中心市街地活性化推進にあたり、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

岩国商工会議所並びに(株)街づくり岩国では、平成19年8月に岩国市中心市街地活性化協議会を設立し、以来ワーキンググループ会議や協議会において中心市街地活性化基本計画認定に向けて協議検討を重ねてまいりました。

この度、岩国市が、「山口県総合庁舎跡地利用のアイデア募集」を行い、その応募内容の説明を受け、一次及び二次意見書を基に協議検討を重ね、総合庁舎跡地の活用に関する意見集約を図りました。

今後市基本計画策定について、中心市街地のあるべき方向性と将来像を示すとともに、総合庁舎跡地売却方針を検討されるにあたり、本意見書につき充分なるご賢察を賜りますようお願い申し上げます。

総合庁舎跡地の開発事業

《位置付け》 中心商業の活性化の種地として

《整備目標》

A 集客装置としての拠点整備

- ア. 商業施設 …… 物販、飲食、サービス系
- イ. 文化施設 …… カルチャーセンター
- ウ. 市民サービス施設 …… 街なか図書館
集会所・会議室（多目的利用が可能なもの）
- エ. 医療関連施設
- オ. 多目的広場 …… イベント広場（屋根付き）
- カ. 地域の特性を行かす施設 …… 白へび神社（分祀）・アメリカンフードコート
日米交流センター（産業振興）
- キ. 駐車場・駐輪施設

B 街なか定住促進のための整備

C 中心市街地の回遊性の確立

《事業者》 民間デベロッパー(岩国市による公募)

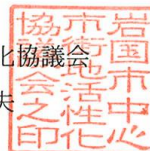
④ 第4次意見書(平成26年9月1日受理)



平成26年9月1日

岩国市長 福田 良彦 様

岩国市中心市街地活性化協議会
会長 森 橋 律 夫



岩国市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

平素から、中心市街地活性化の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、標記基本計画(案)を策定されましたことは、今後の岩国市の街づくりの方向性を示すもので、大変意義深いものと考えております。

本会も、平成19年8月に「岩国市中心市街地活性化協議会」を設立後、協議会やワーキンググループ会議等で検討を重ね、各委員の意見を取り入れながら計画の策定に向けて推進して参りましたことから、その内容については概ね妥当であると判断いたします。

これからのまちづくりは、行政だけでなく、民間事業者、地域住民等が一体となって協働して進めていくことが重要であると認識しており、当協議会の意見を次のとおり申し添えますので、中心市街地活性化の実現に向けて一層の御配慮をお願い申し上げます。

1 中心市街地活性化の推進体制について

協議会は中心市街地活性化法に基づき、多様な関係者の参画を得ながら中心市街地活性化事業の総合調整等を推進する役割を担います。

協議会の受け持つ役割の重要性をご理解いただき、基本計画の記載事項を確実に実施するため、基本計画を策定した岩国市と協議会の連携強化並びに相互協力が不可欠であり、双方一対となった組織及び事業推進体制の強化拡充にご尽力をお願いいたします。

2 実施事業の確認・評価フォローアップについて

国の基本方針では、基本計画の中において設定した目標指標を策定主体の市町村が毎年確認・検証しフォローアップを行い、事業の進捗調査や事業促進などの改善措置を講じることとしております。

協議会では民間の事業計画を中心に適宜、進捗状況を確認し事業の実効性を確保していくことが重要な役割だと考えており、協議会に対し、実施事業の確認・評価について定期的に進捗状況や数値目標の達成度などの報告をお願いいたします。

3 基本計画への事業追加について

協議会では、今回の基本計画策定過程において、中活事業候補案件として鋭意事業化検討を実施してきた民間事業者による拠点整備事業について、推進・調全体制等の遅れにより未記載となったものについては、引き続き、再度十分検討のうえ具体化することとしています。

つきましては、将来に亘り中心市街地の活性化へ繋がり、貢献が見込まれる事業については、岩国市が積極的に調整役を果たされ事業調整を推進し、基本計画へ追加するなどの計画変更を柔軟に行っていただきますようご配慮をお願いいたします。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

①全体的なニーズ把握

中心市街地に対する全体的なニーズ把握のため、平成 19 年度に策定した岩国市総合計画を見直すに当たり、平成 25 年 9 月から 10 月に 2,000 人を対象としたアンケート調査（回収率 38.6%）を実施し、中心市街地についての設問を設け、市民のニーズ把握を行い、基本計画に反映又は参考とした。

②中心市街地西地区に対するニーズ把握

岩国駅前本通商店街振興組合と株式会社街づくり岩国が、中心市街地の西地区の全体の来街頻度や目的、不満な点や広島市内への来街実体等、西地区に対するニーズ把握のため、平成 25 年 2 月から 3 月に来街者アンケート調査（302 サンプル）、住民調査（配布数 481 サンプル、回収率 31.6%）及び市民調査（配布数 1,500 サンプル、回収率 16.7%）を実施し、その結果を基本計画に反映又は参考とした。

③中心市街地東地区に対するニーズ把握

まちづくり会社である株式会社いきいき東が、中心市街地東地区のまちづくりに関する地元住民、地区内での就業者の意見や要望等を平成 25 年 10 月に地元住民調査（配布数 1,038 サンプル、回収率 34.6%）及び地元就業者調査（配布数 100 サンプル、回収率 83.0%）を実施し、それをニーズと捉え、基本計画に反映又は参考とした。

(2) 地域ぐるみでの取り組み状況

①株式会社街づくり岩国

株式会社街づくり岩国は、中心市街地の整備改善に関する事業を行う者への情報提供や相談等の支援を行い、中心市街地活性化基本計画が認定された場合は、基本計画の内容に即した事業の実施を行ったり、事業に参加するなどの目的で、地元商店街や商工会議所のメンバーを中心に資本金 100 万円（市出資 5 万円）で平成 19 年 4 月 2 日に設立された。

岩国市中心市街地活性化協議会への参画をはじめ、岩国海軍飛行艇カレーの推進、街なかイベント事業やドル建て店舗展開事業の検討、その他中心市街地活性化のための諸事業を実施している。

②岩国駅前を活性化する会

岩国駅前を活性化する会は、中心市街地に存在する商店街及び地元自治会により、文字どおり岩国の駅前を活性化する目的で平成 19 年 6 月 2 日に設立された。

岩国駅前夏祭り、麻里布酒祭、中通り軽トラ新鮮組！などのイベントや環境美化、麻里布パトロールなどの活動を行っている。

岩国駅前夏祭り



軽トラ新鮮組！



麻里布酒祭

